

伊予市学校給食センター調理等業務委託プロポーザルに関する質問回答書

4	該当書類	仕様書
	該当箇所	(P5) 7. 関係法令等の遵守
	質問事項	質問内容
	参考資料について	「伊予市学校給食衛生マニュアル」、「伊予市学校給食配送マニュアル」、「災害時における学校給食対応マニュアル」をお示しください。
	回 答	
<p>「伊予市学校給食衛生マニュアル」、「伊予市学校給食配送マニュアル」、「災害時における学校給食対応マニュアル」については、参考資料として伊予市ホームページへ追加で掲載させていただきます。今回の業務委託に伴い、運用等が変更となる可能性がある箇所もありますので、あくまで参考としてお示しいたします。なお、「伊予市学校給食配送マニュアル」において、「中山幼稚園」に関する記載がありますが、現在は閉園しておりますので、その箇所につきましては省略した形で読みかえをお願いします。</p>		
5	該当書類	実施要領
	該当箇所	様式5 会社概要
	質問事項	質問内容
	様式5 会社概要	「本業務を受注する支社・営業所等」の欄に記入するのは、契約事業者所在地及び代表者でしょうか。それとも、委託業務の運営窓口となる事務所の所在地及び窓口担当者でしょうか。
	回 答	
<p>実施要領の4.(1)②において、資格要件として愛媛県内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有することを定めています。契約後において営業拠点となる県内の本社、支社、営業所等の内容の記入をお願いします。なお、担当者職氏名については、優先交渉者決定後に対応していただける予定の担当者の職・氏名を記入してください。</p>		

6	該当書類	仕様書
	該当箇所	(P18) 18. (2) ①～③
	質問事項	質問内容
	履行保証人の確保	①～③を満たすものであれば、グループ会社であっても履行保証人として設定可能でしょうか。
	回 答	
<p>グループ会社であっても履行保証人として設定することは可能です。ただし、仕様書に定める条件を満たすと共に、調理等業務の全部又は一部の遂行が困難になった場合に対応が可能な事業者であることが条件になります。会社の形態や経営状況によっては連鎖的な倒産のリスクも考えられるため、優先交渉者決定後に履行保証人に関する聞き取り等をさせていただき、総合的に判断をいたします。</p>		
7	該当書類	仕様書
	該当箇所	(P2) 4.
	質問事項	質問内容
	仕様書 4. 業務の場所及び施設の概要	業務予定日数に年間従事日数243日とありますが、現地説明会時配布の参考資料に記載の「調理師（資格あり）」の令和6年度勤務日数も同様の243日でしょうか。
	回 答	
<p>令和6年度の勤務日数は合計243日です。（4月：21日、5月：21日、6月：20日、7月：22日、8月：21日、9月：19日、10月：22日、11月：20日、12月：20日、1月：19日、2月：18日、3月：20日）</p>		
8	該当書類	仕様書
	該当箇所	(P19) 20. (1)
	質問事項	質問内容
	仕様書 20. 業務従事者の雇用及び地域振興	本委託業務開始以前から調理等業務に従事している人材について、積極的に採用すること。とありますが、現地説明会時配布資料に記載の「正規調理員」3名については引き続き市の正規職員として市で雇用される認識で間違いありませんでしょうか。
	回 答	
<p>正規調理員の3名につきましては、今回の業務委託開始後においても市の職員として継続雇用は行いますが、当給食センターでの勤務予定はございません。</p>		

9	該当書類	仕様書
	該当箇所	別紙4 (P2)
	質問事項	質問内容
	別紙4 調理等業務の費用負担区分表	日常的な害虫駆除・防除等に要する費用が受注者負担となっておりますが、業者等を入れて駆除を行わなければならない等の指定は特にないという認識でよろしいでしょうか。
	回 答	
	<p>「ゴキブリ類生息調査・駆除業務」及び「高所害虫駆除業務」等のように定期的を実施する大規模なものについては、市が専門業者へ委託して実施します。そのため、受注者が負担するものについては、害虫が発見された際における市販の殺虫剤等による駆除や清掃のように日常的に実施する軽微なものが対象となります。発注者の許可を受けることにより、業務の一部を再委託することを仕様書では可能としておりますが、この件について再委託を指定するものはございません。</p>	
10	該当書類	仕様書
	該当箇所	別紙3 (P2)
	質問事項	質問内容
	別紙3 調理等業務の業務分担表	敷地及びその周辺の清掃(除草含む)が受注者負担となっておりますが、除草剤の使用は可能でしょうか。
	回 答	
	<p>水道配管や散水栓がある箇所については、給食への影響に配慮して除草剤の使用を禁止します。現在は作業効率や給食における安全性を考慮し、除草については主に草刈り機を使用しています。</p>	

11	該当書類	仕様書
	該当箇所	(P 1) 3. (2)
	質問事項	質問内容
	仕様書 3. 委託料 (2)	<p>法律の改正、社会情勢の変化、その他契約後の事情変更により契約内容を変更する必要があるときは、発注者・受注者双方の協議により、契約金額を変更することができるとありますが、本契約はいわゆるスライド条項(契約期間中における賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの)は設定予定でしょうか。</p> <p>またどのようなスライド条項内容(時期、適用指標、その他)を予定していますか。</p>
	回 答	
<p>スライド条項の設定予定はございませんが、法律の改正や社会情勢、経済情勢の変動等により物価及び人件費が著しく変動した場合は、仕様書のとおり発注者・受注者双方の協議により契約金額の変更を行うことが出来ます。そのため、参加申込書に併せて提出いただく見積書の積算内訳は可能限り詳細を明確にさせていただく必要があります。ただし、単価の自然増については対象とせず、国からの通知等に基づき、対応が必要な場合のみの変更になります。</p>		
12	該当書類	仕様書
	該当箇所	(P 1) 3. (3)
	質問事項	質問内容
	仕様書 3. 委託料	<p>委託料の支払いについては、契約金額を均等に全ての月で割って支払いとなっているかと思いますが、契約年度ごとに委託費が変動する形で契約させて頂く事は可能でしょうか。</p>
	回 答	
<p>年度毎の支払額及び支払月額は表により算出された額としています。そのため、契約年度ごとに委託料が変動する契約はできません。3. (1)において委託料は「毎月払い」としていますが、4半期に分けての支払いに変更するなど「支払方法」に関する変更については協議により可能としています。</p>		